

令和元年第9回教育委員会会議録

日時：令和元年11月20日（水）

午後4時15分開会

場所：教育委員会室

出席委員
委員 上 島 均
委員 富 田 昌 平
委員 中 村 光 一

出席者
教育長 倉 田 幸 則
教育次長 宮 田 雅 司
学校教育・人権教育担当理事 田 中 寛
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 下 里 秀 紀
教育推進担当参事（兼）学校教育課長 片 岡 長 作
教育研究支援担当参事 伊 藤 雅 子
青少年・公民館事業担当参事 青 山 友 理 子
生涯学習課青少年担当副参事
（兼）青少年センター所長 小 島 広 之
生涯学習課公民館事業担当副参事
（兼）中央公民館長 松 永 正 春
津図書館長（兼）津図書館図書事務長 山 下 三 佳
生涯学習課文化財担当主幹 藤 田 充 子

教育長 令和元年第9回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、議案第45号 令和元年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について、議案第46号 津市教育委員会点検・評価について、議案第47号 令和2年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について、議案第48号 損害賠償の額の決定について（学校内事故によるもの）、議案第49号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、5件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第45号から議案第49号の議案5件です。議案第45号から議案第49号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第45号から議案第49号については非公開と決定します。

議案第45号 令和元年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について

議案第45号 非公開で開催

議案第45号 原案可決

議案第46号 津市教育委員会点検・評価について

議案第46号 非公開で開催

議案第46号 原案可決

議案第47号 令和2年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について

議案第47号 非公開で開催

議案第47号 修正可決

議案第 48 号 損害賠償の額の決定について（学校内事故によるもの）

議案第 48 号 非公開で開催

議案第 48 号 原案可決

議案第 49 号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第 49 号 非公開で開催

議案第 49 号 原案可決

教育長 まず最初に議案第45号 令和元年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 はい、下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第45号 令和元年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教育委員会所管分＞につきまして、御説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ1億2,171万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を98億2,332万6千円としようとするもので、主に職員構成や職員数の変更などの実績見込み及び人事院勧告に伴う企業会計にかかる調整による一般職給の補正、並びに現時点で不足が見込まれる事業費について補正を行うものがございます。

恐れ入ります。5ページを御覧ください。歳出第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2目 事務局費は1,412万1千円の減額で、一般職給1,412万4千円の減額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う企業会計に係る調整による減、事務局管理事業、2,819万円の増額は平成17年に高茶屋小学校内で児童が負傷した事案における損害賠償の決定による増。特別職給5万5千円の増額は特別職給の実績見込み及び人事院勧告に伴う一般職勤手当の支給率の改定に連動した、期末手当の支給の支給率の改定に係る調整による増でございます。第4目 教育研究所費 5万2千円の増額及び6ページ、第5目 給食センター費 376万6千円の増額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整による増でございます。第2項 小学校費 第1目 学校管理費は6,357万円の減額で、一般職給6,357万円の減額は一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整による減でございます。第2目 教育振興費は290万円の増額で、就学援助事業290万円の増額は、就学援助認定書の実績見込み等による増でございます。

7ページをお願いいたします。第3項 中学校費 第1目 学校管理費は783万9千円の減額で、一般職給783万9千円の減額は一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整による減でございます。第2目 教育振興費は254万5千円の増額で、就学援助事業254万5千円の増額は、就学援助認定者及び特別支援教育就学援助認定書の実績見込み等による増でございます。第4項 幼稚園費 第1目 幼稚園費は、5,188万6千円

の減額で、一般職給5,308万円の減額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係りまず調整による減。幼稚園管理運営事業、10万6千円の増額及び私立の幼稚園援助事業108万8千円の増額は、過年度実績による国県支出金の返還金でございます。

8ページをお願いいたします。第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は619万4千円の減額で、一般職給861万円の減額は、一般職給与費の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整による減。放課後児童健全育成事業241万6千円の増額は過年度実績による国県支出金の返還金でございます。第3目 公民館費 4万4千円の増額及び第4目 図書館費 1,565万4千円の減額は一般職給の実績見込み及び人事院勧告に伴う給与改定に係る調整による増減でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長 それでは、ただ今の第45号の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御一同 質問等なし。

教育長 それではございませんようですので、議案第45号につきまして原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第45号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして議案第46号津市教育委員会点検評価について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 はい、下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第46号津市教育委員会点検評価につきまして、御説明を申し上げます。評価書を御覧ください。本点検評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年その権限に属する事務の管理、及び執行状況につい

て点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、これを議会に提出するとともに公表しなければならない、ということが義務付けられておりますので、津市教育委員会におきまして、平成19年度分からこの点検評価を作成して公表してまいりました。今回の対象年度は平成30年度で、12回目となるものでございます。それでは点検評価報告書の1ページを御覧いただきたいと思えます。はじめに、というところにおきまして、教育委員会における平成30年度の主な取組を記載して、その概要につきまして言及しております。こちらが1ページから4ページにわたり、記載をさせていただいております。

続きまして5ページにおきましては、1に先ほど冒頭で申し上げました点検評価報告書の実施に至った経過を、2には点検評価の目的について効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすことを目的とするということで、こちらに言及しております。続きまして3の学識経験者の知見の活用についてでございますが、この法律の中で教育委員会は点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、と規定されておりますことから、元三重短期大学長で現在、津市人権施策審議会会長であります、岡本祐次様、元津市立小学校長で現在、私立幼稚園理事であります、尾崎守男様。現在、三重大学教育学部特任教授で津市文化振興審議会会長であります、山田康彦様。以上、3名の学識経験を有する方を選定させていただきまして、本年10月28日（月）、及び11月15日（金）に平成30年度の事務事業に関する説明会を開催し、御意見を頂戴いたしております。

6ページを御覧ください。4の選定事業及び点検評価でございますが、今回の点検評価報告書は平成30年度に教育委員会が実施しました各種事務事業につきまして、各所属において予算の事業で整理したものでございます。平成30年度の事業別整理につきましては、7ページ、8ページの事業評価一覧にございますように、71の事業におきまして9ページから79ページにおきまして、各所属が自ら点検評価を行い、そのうえで学識経験者の方々による対象事業の評価を受けまして、一部修正を加えたものでございます。なお、学識経験者の3名の方々の評価を交えた御意見につきましては、冊子の80ページから86ページにおきまして掲載をさせていただいております。今後でございますが、本日の教育委員会で議決をいただいたのち、市議会へ提出するとともに市のホームページに掲載を行なっていくという予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長 それではただ今の議案第46号につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

上島委員 よろしいですか。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 各委員さんの報告でいいんですけども、各事業に対しての評価、点検なんですけども、この事業はこれでいいのではないかとか、これはこれとよく似ているからこっちでいいのではないかとか、もうこれは時期としてはもういい、というような、スクラップの交付後の、その代わりこんなものを立ち上げようとか、というのが必要だとかいうところまでは追及できないんですね。ここの評価委員は。

教育長 どうですか。下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 具体的にスクラップ事業というのは特になかったと思うんですけども、御意見として、この評価以外の御意見としてこういうところを工夫していただいたらどうかとか、こういう、何と言いますか、新たな新規事業の提案というところまではいきませんが、配慮を加えていただいたらどうかとか、そういうようなことはこの評価以外の部分で御意見としては頂戴しております。この評価に関わらずいただいております。

上島委員 というのは、よろしいですか。

教育長 はい、どうぞ。

上島委員 昨日も市町の教育委員会の中で、県との話の中で出てきたんですけども、いろいろ、やはり働き方改革という中で事業がどんどん増えてきていると。なかなか減らないと。やはり思い切ってスクラップするものはスクラップしたほうがいいのではないかという意見も出てました。やはりそういうものも踏まえて、ここはできないんだったらどこかで一回この事業を、津市内の事業を、本当にあつたらいいのはいいけども、けども必ずそれには各学校が負担感を感じてきます。ですからそこら辺も踏まえて、一回見直すべきではないかと。かなりの、もうひとつ言ったらここの事務局員さんも多くなればなるほど、仕事が増えてくると思います。そこら辺の見直しなどを、それはあつたらいいけども、それは各学校が頑張れよ、とか、これとこれは一緒にしてこれでいいのではないかとか、そういったものをやはり検討して行って、一回スリムにしてもらおうとありがたいなと思います。

教育長 何かありますか。事務局のほうから。はい、下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 評価をいただいて、御意見をいただく中でもやはり働き方改革のことが話題にのぼりまして、同じように、本当に増えてきていると。昔に加えて増えてきているので、ここにある中で教員支援員とか、あとはうちのほうのパソコンを使った事務事業の改善とかやっていたいっているんですけども、それでも追いつかないぐらい業務があるので、そういう働き方改革を踏まえてその業務量を少しでも減らしてあげるような工夫は必要ではないか、というような御意見は頂戴しております。

上島委員 ここではなくて一回そういう検討を早いうちにするべきだと思うんです。こっちから働き方改革をきちんとしろと言うばかりではなしに、ではこっちもそれなりの、皆さんに対して負担をかけないような方法を考えます、ということを示してやらなかったら現場はどんどん大変になって、それで、働き方改革で早く帰りなさいと、それは無理だろうと。そういう、疑問だけがあって、本当にやろうかという姿勢は市教委がやはり示してやることも大事ではないかというふうにはもう、一回検討してもらいたいと思います。

教育長 ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。特にそのほかはよろしいでしょうか。それではございませんようですので、議案第46号につきまして原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第46号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして議案第47号令和2年度小中学校義務教育学校教職員人事異動基本方針について、事務局から説明をお願いします。

【非公開】

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 説明

各委員 質疑

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 説明

教育長 議案第47号につきましては原案を修正しまして承認ということでよ

ろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。また一部修正をさせていただいて、議案第47号につきましては承認といたします。

続きまして議案48号損害賠償の額の決定について（学校内事故によるもの）について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援担当参事 はい、教育長。

教育長 はい、伊藤参事。

教育研究支援担当参事 教育研究支援担当参事でございます。よろしくお願いたします。議案第48号損害賠償の額の決定について（学校内事故によるもの）について、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料を御覧下さい。1枚めくっていただきたいと思っております。これにつきましては、小学校における事故による損害賠償の額の決定について、12月議会におきまして議案として提出するものでございます。損害賠償にかかる示談の内容につきまして、次のページを参考にさせていただいて、説明をさせていただきます。

次のページを御覧下さい。示談の内容につきましては、当事者が甲が当時の高茶屋小学校の児童になっております。津市に住所を有する個人ということです。乙が授業者、その当時の担任でございます。現在は津市教育委員会事務局人権教育課に勤務しております。それから丙が学校設置者ということで、津市となっております。事故の発生日時といたしましては、平成17年6月29日午後0時25分頃です。場所は津市立の高茶屋小学校の教室内でございます。当時の事故の概要といたしましては、5番を御覧下さい。当時の小学校の6年生の児童が津市立高茶屋小学校の教室内におきまして、給食指導中に他の児童の生徒指導のために、この教室を担当が一旦離れましたところ、教卓の下に落ちていた木製の棒、長さが約20センチメートルなのですけれども、それを拾った当該児童からこの棒を奪おうとした、もう一方の児童がいるのですけれども、引っ張り合いになりまして、そして片方の児童の手から離れたその棒が、この被害の児童の目に当たりまして、そして損傷したというものでございます。その後、当該児童につきましては入院治療をずっと続けていたわけなのですけれども、この度、平成30年6月に症状固定がされまして、視力が、視力障害という認定です。視力障害8級、8級といえますのは、一眼、片眼が失明し、または一眼の視力が0.02以

下になったものということが認定されましたので、この度、額が決定し示談の運びとなったものでございます。損害額といたしましては、甲の損害額が2,818万9,935円、治療費等といたしまして、127万7,450円、逸失利益といたしまして、2,617万2,666円。次のページですけれども、慰謝料といたしまして、73万9,819円となっております。その次の責任の割合ということなのですけれども、甲、当該児童の責任ということにつきましては顧問弁護士のほうにも相談させていただきまして、協議をしてきたわけなのですけれども、当時、小学校6年生であったということで、年齢的にもなかなかその危険性について、子どもたちが判断することが難しい事案であったというふうなこと、それからその当時の担任、生徒指導で一旦席を外しておりました、その場には不在であったのですけれども、やはりその場で危険が生じるであろう、そういった棒を教室内に放置していたこと。そういったことが責任を問われるというふうなところでの、丙の責任割合100パーセントというふうなところで、この度、責任割合のほうの、このようなかたちで提示をさせていただいております。それでこの度は、丙は甲の損害100を2,818万9,935円を負担するというふうになったものでございます。以上のことにつきまして、先ほど申し上げましたように、12月議会に議案として提出をするものでございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 それではこの議案第48号につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

上島委員 一つ、よろしいですか。

教育長 はい、上島委員。

上島委員 さっきの話だと、甲も乙も責任割合は0パーセントですということなんですか。これは甲だけなもので。

教育研究支援担当参事 乙も。

上島委員 乙も。もう一つ。

教育長 はい、上島委員。

上島委員 これは何と読むのですか。

教育研究支援担当参事 いっしつです。

上島委員 逸失。これ何ですか。これはどういうことですか。

教育研究支援担当参事 本人がまず将来的に働くであろう、得るべきであった利益、その部分を、弁護士さんのほうにそういった基準がありまして、その障害、視力障害が8級ということになっておりますので、それに該当する金額を出していただいたのが、この2,617万2,666円ということで、将来的に働けたときに得られるべきだったのであるというふうな金額というふうに聞いております。

上島委員 ということは、慰謝料というのはどうなるのですか。そういうときは。

教育研究支援担当参事 スポーツ振興センターのほうから給付されたものです。

上島委員 だけれども、慰謝料というのは、この子が逆に、この子が生きていくことに苦勞するだろうということに対しても、慰謝料というのがありますよね。この慰謝料というのは、あくまでこの事件に対して、このようなことをしてしまったということで慰謝料なんですか。

教育長 どうですか。

学校教育・人権教育担当理事 よろしいですか。

教育長 はい、田中理事。

学校教育・人権教育担当理事 済みません。これ二つの保険が関わっておりまして、一つは先ほどのそのスポーツセンターの、学校の事故とか起こったときに、その補償として支払われる保険の分ですけれども、そちらのほうから治療費と、それからその保険が10年間で切れます、終わりますので、そのときに慰謝料というものが出されると。それはそちらのほうから保険を出されているわけなのですけれどそれはそちらのほうから保険が出されているわけですけれども、今回のこの逸失利益というほうが、新たに全国市長会の保険のほうから逸失利益としての金額が提示されたのが、その2,600万というお金にあたります。ですので、二つの、2種類の保険から出ておりますので、この区分けが分かれています。

ということになります。

教育長 よろしいでしょうか。随分長い間の懸案事項で症状固定がされましたので、今回、こんなふうにし談の成立となったわけですが、御質問等、よろしいでしょうか。

一同 質問等なし。

教育長 それではございませんようですので、議案第48号につきまして原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第48号につきまして、原案どおり承認といたします。

続きまして議案第49号津市公民館設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。はい、松永中央公民館長。

生涯学習課公民館事業担当副参事(兼)中央公民館長 そうしましたら議案第49号津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、御説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども3枚ほどめくっていただきまして、参考のほうを御覧いただきますよう、お願いいたします。安濃地域の公共施設の再編にあたりまして、津市安濃中公民館の美術室につきまして、機能を工芸室に集約したうえで交流スペースとして活用するため、令和2年3月31日において廃止するための条文整理を行うものでございます。安濃中公民館につきましては、安濃庁舎との複合施設として今、整備をされておりました、今回の安濃地域の公共施設の再編によりまして、安濃庁舎の2階部分でございますけれども、ここの会議室3部屋を新たに安濃コミュニティセンターとして整理することとなりました。これによりまして、公民館を含めまして施設全体の利用者数の増加が想定されますことから、工芸室というのが別途ございますので、そこと機能が重複している美術室を予約なしで、無料で利用できる交流スペースとして整備をさせていただきます。施設全体の機能を向上させようとするものでございます。資料として新旧対照表等をつけさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 それでは議案第49号のただ今の説明につきまして、御質問等ござい

ましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

教育長 それではないようですので、議案第49号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第49号につきましては、原案どおり承認といたします。